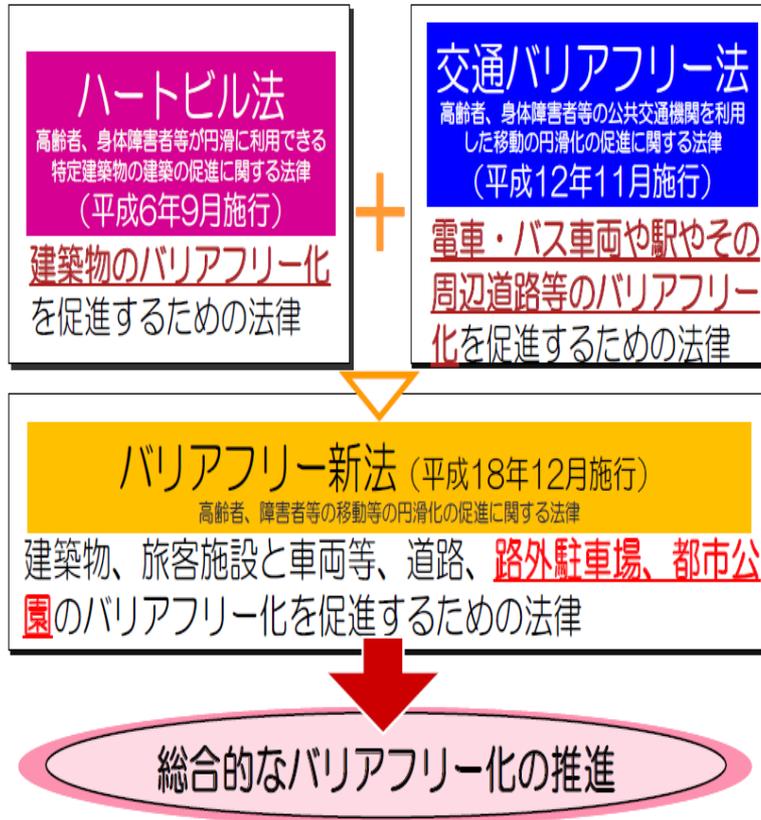


バリアフリー道路特定事業計画

■事業目的

重点整備地区内の生活関連経路における道路において、障害者や高齢者等の移動困難者の円滑な移動のため道路特定事業計画を作成し、バリアフリー化を推進する。

■バリアフリー新法の施行体系



■事業内容

「バリアフリー新法」に基づき、バリアフリー道路特定事業計画を策定する。

<対象>

- ・新たに「堺市バリアフリー基本構想」を策定する重点整備地区内の特定道路
- ・既に「堺市交通バリアフリー基本構想」を策定している重点整備地区内で、見直しの対象となる特定道路 (平成27年度以降)

■事業効果

- 高齢者や障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上
- より質の高い都市基盤の提供

■事業実施スケジュール(予定)

